

認定事例

(災害補償課)

早朝訓練に参加後、発生した建物火災に出動し、現場活動中に脳出血を発症した事案（公務上）

- 1 災害を受けた者** A 県 B 市 副分団長
(44歳) 職業：自営業
(木工業)
- 2 傷病名及び程度** 高血圧性脳内出血(療養)
- 3 災害発生年月日** 平成18年12月15日
- 4 災害発生状況**

本人は、平成18年12月15日、午前5時頃起床、同5時30分から同6時50分まで小隊訓練に参加し同7時頃帰宅する。同7時22分朝食を摂ろうとしたところ、建物火災による召集サイレンを聞き、自家用車にて火災現場へ急行し、到着と同時に所属分団に水利部署を指示した後、他の消防車両数台を揚水可能な場所（半径200m以内）まで全力で走り回りながら誘導した。その後、現場に戻ってからは、再び走り回りながら、出火建物、付近一帯の状況把握に努めるとともに、適宜放水部署の指示などを行った。

同7時50分頃、鎮圧状態になったことから上司のところへ向かうおうとしたところ、足が思うように動かず、道路上のホースを上手く跨ぐことができなかつたため、現場付近の道路脇の石に腰掛け休息した。同9時6分、立ち上がろうとしたところ力が入らず立ち上がれなかつたため、救急車を要請し、医療機関へ搬送した。

5 参考

- ①身体状況等
身長170cm、体重70kg
- ②既往症歴
なし
- ③嗜好品の状況 飲酒1日当たり日本酒1合、ビール1本
- ④当日の気象状況 快晴、気温5.3℃～6.4℃、湿度99%～100%

【説明】

本件は、公務中に脳出血を発症したものです。脳出血をはじめとした脳血管疾患、また虚血性心疾患等の疾病の場合は、負傷と異なり一般的にその発生原因が外面的に明らかでないため、公務上外の認定に当たっては、公務起因性の有無が主要な判断要素となります。

これらの疾病は、その発症原因に本人が有していた基礎的病態（高血圧、動脈硬化等）等が関与している場合が多いため、公務起因性の判断は、公務と疾病との間に相当因果関係が医学

経験則上認められるか否か、言い換えれば、公務が相対的に発症の有力原因であったかどうかによって判断されることとなります。

以上を踏まえ、被災者の発症当日の活動状況をみますと、本人は、早朝から寒冷下での小隊訓練（約1時間20分）に参加し、終了後、休みをとる間もなく建物火災に出動し、現場到着とともに、消防車両数台を揚水可能な場所（半径200m以内）まで全力で走り回りながら誘導し、引き続き、現場に戻ってからも、走り回りながら出火建物、付近一帯の状況把握と放水部署の指示などを行っており、また、本人が現場指揮を担う責任的立場であったこと、加えて一連の行動が火災現場という危険性・緊急性を伴う異常な状況下で行われていたことを考慮すると、相当強度の身体的・精神的負荷（ストレス）があったものと考えられます。

次に医学的知見によれば、本件の場合、CT上、典型的な高血圧性脳出血の部位に出血しておりカテーテル撮影上も血管の変形等の異常による出血でないことが判明しており、このような場合は、基礎疾患として高血圧症があり、これに加えて何らかの理由で血圧がさらに上昇した結果、出血に至るのが一般的であるため、本人は、高血圧症を有していたと推察されるが、カテーテル撮影上は、血管が比較的若々しい状態に見え、また、発症後の血液検査結果の推移状況をみても、特に重度な高血圧症ではなく、その他危険因子も有していなかったと認められます。

また、冬の早朝訓練に参加し、その直後の消火活動で広範囲を全力で走り回ったことなどにより身体的負荷が生じ、そこに精神的緊張も加わり、血圧が急激に上昇し高血圧性脳内出血に至ったと考えるのが妥当としています。

以上から、本件は発症当日における寒冷下での訓練及び消火活動による身体的・精神的過重負荷が急激な血圧上昇を引き起こし高血圧性脳内出血に至ったものであり、公務が相対的に発症の有力原因となっていることから公務と疾病との間に相当因果関係が認められ、公務上の災害と判断されました。